

書儀と罪の意識

——死者を悼む言葉の定型化

The Guilty Conscience and the *Shuyi* texts of the Dunhuang Manuscripts:
Focusing on the Fixed Expressions of Grief in Medieval China

永田知之

一、はじめに

表題に掲げた「書儀」が禮式の簡便な指南書、多くは書簡や挨拶に関わる文言の範例を含む文献を指すことは、敦煌學や中國中世の文化史に関心のある向きには説明を要するまい。『司馬氏書儀』¹のような宋代の例も存在するが、敦煌文献の発見を契機に「書儀」が注目を集め、従って今日でもそこに見出された唐・五代の寫本を主體に、その研究が進められていることも廣く知られていよう。現に、唐代前後の「書儀」を扱う論著は少なくない²。

さて、いま「書儀」を「書簡や挨拶に関わる文言の範例を含む文献」と述べた。ただ嚴密に言えば、これは範例ならぬ實際の文章との對照を経て初めて導き出せる結論だろう。この「實際の文章」にも、様々な事例が含まれよう。同じ敦煌から見出された寫本が含む、特定の人物に宛てた書簡などは³、まず思い付く實例だろう。また傳世の文献に残る、具體的には史書に引かれたり、別集・總集に收められ文學作品と目されたりする文章も見逃せない。

もとより、「書儀」と他の敦煌寫本、さらに廣い範圍の文献で語彙を比較・分析した研究は既に存在する⁴。「書儀」の凶事に関わる言葉の語義を別の文献と併せて専ら検討した論文⁵等と共に、死者を悼む文章の定型を取り上げる小論もそれら

¹北宋・司馬光の手に成る。標點の施されたテキストが王三慶（2018）に收められる。

²「書儀」に関する研究を網羅することは難しいが、21世紀初頭までの論著は鄭阿財・朱鳳玉（2000）305-307頁、同（2006）166-168頁、丸山裕美子（2006）、樊錦詩・李國・楊富學（2010）424-428頁で確認できる。

³この種の文章を集成・考察した研究書に王使臻・王使璋・王惠月（2016）がある。

⁴用例の博搜に努め語義の考察を深めた研究書に張小豔（2007）がある。

⁵例えば楊莉（2013）では「書儀」に見える「死」を表す語彙が分析される。

を参照することになる。ただ、これらの先行研究は単語の分析に重点を置き、もう少しまとまった表現や文章の構成にさほど関心を持たないと見受けられる。加えて、二王（王羲之・王獻之）の尺牘などを除けば、比較の対象は敦煌文獻の多くが書寫された唐・五代の詩文に概ね集中するようだ。

いったい實作（例えば書簡など）が蓄積されずに雛型（同じく「書儀」）が現れるという事態は、およそ起こりそうもない。時候の挨拶に係る範例をまとめた月儀⁶（朋友書儀）が晉代に遡る他、いま書名が傳わる「書儀」は劉宋より數を増し、唐・五代に及んだらしい⁷。實作が雛型を生み出した後、雛型に據って著された實作に生じた變化が新たな雛型に反映される——書簡と當時の「書儀」に見えるその範例にもかかる関係が想定できまいか。「書儀」の形成を考えるに際して、南北朝時代以前の文章との比較が必要と考えられる所以である。

小論では死者を悼む表現を題材に、語彙や背景の意識に注目して、「書儀」と唐代より古い文章を少しく比較したい。その「意識」とは、やはり表題に挙げた「罪」へのそれである。

二、親の死は子の罪

冠婚葬祭に關わる禮法などを記す「書儀」は實際にそう題する敦煌寫本があることから「吉凶書儀」、中でも葬禮についての情報を含む部分は「凶儀」などと呼ばれる⁸。敦煌から發見された「凶儀」には葬祭の儀禮、服喪の制度、喪服の形狀に關わる記述の他、親族の訃告、弔問とそれへの返答や祭文の範例が含まれる。いま死者への祭文から、例を一つ挙げてみる。

初薨奠^{a)}祭

維年月朔日、孤子名_{哀子}等、敢昭告于亡_{考妣}^{b)}之靈、ム等罪逆深重、禍不自滅、上延亡考妣。攀慕慈顏、不勝號絕。禮制隨歿、荼毒難居。敢薦庶羞之奠、伏惟尚饗。（P.3637 杜友晉『新定書儀鏡』「凶下」）

a) 「奠」字、原作「尊」、依文意改。

b) 「考」字、據 P.3849 補。

杜友晉（杜有晉）は唐人で、開元（713～741）・天寶（742～756）年間を活動時期としたらしい。彼の名を冠する「書儀」の敦煌寫本が複數發見されている⁹。そこ

⁶『隋書』卷三十二「經籍志一・經・小學」に著録される「勸學一卷（蔡邕撰）」の注（阮孝緒『七錄』の引用か）に「又月儀十二卷。亡」とあるが、その時代は詳らかではない。

⁷これら「書儀」の編纂に關わる歴史は、王三慶（2009）、黃亮文（2013）を参照した。

⁸敦煌寫本に含まれる「凶儀」については、伊藤美重子（2022）参照。

⁹趙和平（1993）165-390 頁参照。

から父母が没してより経過した期間ごとに捧げられるべき祭文のうち、逝去の當日に用いる文章の範例を上に掲げた。実際には年月日や祭文の主體となる子供の名前を挿入し、故人が父か母かで「亡考」・「亡妣」を使い分けるわけだが、親を悼む気持ちは現代の我々とも共通しよう。

この文章に違和感を覚える向きがあるとしたら、それは「ム等罪逆深重」以下の三句と「禮制隨歿」に對してであろう。子供が「深重」な「罪逆」を感じるべき最初の理由は、孝養の不足が父母の死を誘うという前提による。だが、理由はそれのみに止まるまい。この問題を扱う池澤優氏の專論¹⁰を参照して、「親の死は子の罪」と見做す通念に少し觸れたい。

即ち、次に「禍いは自ら滅びず、上は亡考妣に延ぶ^{およ}」の二句から、(孝養が充分であっても)子供が日々犯す罪過が自身ではなく父母の死を招くという觀念が見て取れる。つまり、「親の因果が子に報ゆ」の逆で「子の因果が親に報ゆ」ということになる。最後に、いかに親を慕い死別を悲しんでも、「禮は隨いて歿するを制す」から、子は後を追うわけには行かない點までも罪に數えられる。池澤氏の整理に據ると、同様の表現は死亡の當座だけではなく、折々の儀式で使われる祭文の範例、しかも杜友晉に限らず、張敖(晩唐の人)の『新集吉凶書儀』等にも廣く見られる¹¹。これは、また祭文に限られることでもない。

父母喪告兄姊書

月日名言。罪逆深重、禍不自滅、上延 耶孃、攀慕無及、五内摧裂、不能堪忍。惟奉凶諱、號天叩地、五情糜潰、何可勝任。酷罰罪苦。

耶孃違和、冀漸瘳豫、何圖不蒙靈祐、以某月日奄邁凶衰、日月流速、奄經ム節、追慕永遠、觸目崩絕、酷罰罪苦、酷罰罪苦。孟春猶寒、伏惟哥姊動止支福。ム不自死滅、苟存視息、未由號訴、倍增殆絕。因使附白疏、荒塞不次。ム再拜。

題如吉 (P.3637 杜友晉『新定書儀鏡』「凶下・凡例五十條・五服告哀書一十二首」)

父母の死を兄や姉(親許にいない兄・姉、また從兄・從姉らが對象なのだろう)に報じる書簡の雛型を『新定書儀鏡』から引用した。「罪逆深重、禍不自滅」の二句、「上延 耶孃」と自身の罪過が父母に仇をなしたと述べる言葉や悲しみを表す文言、「ム不自死滅」と親に死に遅れたと稱する言葉などは、先に挙げた祭文の範例と共通・類似する。「罪苦」、即ち罪による苦しみや「酷罰」の語にも親の死を子の罪へ

¹⁰池澤優(2005)がそれで、「親の死は子の罪か?」と題される。本節の表題はそこから借用した。

¹¹池澤優(2005)29頁。張敖の「書儀」については趙和平(1993)518-624頁参照。

の罰と見做す觀念が窺える¹²。これに近い手紙の雛型は敦煌の「書儀」に幾つも見られるし、後世の書簡にも類例がある。

某罪逆深重、不自死滅、禍罰上延太君、以去年三月十七日有事。攀號冤叫、五内分崩、不孝深蒼天、罪逆深蒼天。……書寄十四弟秀才、四月七日。……（『歐陽文忠公集』卷百五十三「與十四弟二（皇祐五年）」）

皇祐五年（1053）、歐陽脩（1007～1072）は「十四弟」こと歐陽煥（歐陽脩の族弟か）に宛てて上に一部を擧げる書簡を認めた。母鄭氏（981～1052）の逝去を知らせようとしてのことである¹³。「罪逆深重、不自死滅」、また「禍罰」が自身ではなく「太君」（ここでは鄭氏）に及んだと述べる點は、前掲の「書儀」が含む祭文や書簡の範例に等しい。「攀號冤叫、五内分崩」と表現される悲歎も、前掲の「父母喪告兄姊書」にいう「攀慕無及、五内摧裂」と似通う。歐陽脩よりやや遅れて、程頤（1033～1107）も亡兄を悼む中で同様の表現を用いる。それは程顥（1032～1085）の死を承けた楊時（1053～1135）の慰藉に對する返書に見える¹⁴。

頤泣啓。頤罪惡不弟、感招禍變、不自死滅、兄長喪亡、哀苦怨痛、肝心摧裂。……（『河南程氏文集』卷九「伊川先生文」五「答楊時慰書」）

「罪惡」によって兄の死という「禍變を招」きながら、自身は生きていることを歐陽脩と同じ「不自死滅」の一句で言い表す。これらは親族の死を悼む定型の表現だったのである。

實は司馬光（1019～1086）の『司馬氏書儀』卷五「弔酌賻襚」、卷十「父母亡答人狀」にも、本節に擧げた祭文や書簡の雛型に類する文章が見られる。前者は弔問客に遺族が答える言葉、後者は悔やみ狀に故人の子供が送る返書の雛型として、そこに収録される。南宋以降も、禮法の指南書¹⁵や實際の書簡にかかる文章が若干見える事實は注目に値する。

後世にもかく影響を與えた「凶儀」だが、それではこういった範例はいかに形成されたのか。因みに、子供の死を親が自身の罪によると稱した文章は、魏晉期にも見られる。例えば魏の曹植（192～232）は「金瓠哀辭」（『藝文類聚』卷三十四）で「不終年夭絕、何負罰於皇天。信吾罪之所招、悲弱子之無讐」と娘の夭折を悼む。もっとも同じ文章に據ると、金瓠（娘の名）は生後百九十日（「十九旬」）で没している。前世での罪を想定せぬ限り、かかる乳兒の死についても自らが犯した罪過

¹² 「罪苦」の語は佛教に由来しようか。呉・支謙、竺將焰共譯『法句經』卷上「雙要品」に「心爲法本、心尊心使、中心念惡、即言即行、罪苦自追、車轢于轍」とある。

¹³ 劉徳清（2006）243、248頁参照。

¹⁴ 姚名達（1937）142頁参照。この事例は楊明璋氏の教示による。記して謝意を表す。

¹⁵ 例えば朱熹の編纂に係るといふ『家禮』卷四「弔奠賻」、「父母亡答人疏」に見られる。

の報いと断じられるはずがない。曹植が「吾が罪の招く所」と責めを負ったことも理解できよう。西晋の潘岳（247～300）が息子の夭逝を「赤子何辜、罪我之由」（「傷弱子辭¹⁶」）と自身の罪への罰と見做したことも、方向性はこれと等しい。

しからば、逆に目下の者が目上の逝去に責任を覚えると稱する事例はどうか。確かに古來、孝を尊ぶだけに、中國の文化に「親の死は子の罪」という發想の素地は備わっていた。その登場は第五節（盧諶の事例）で見るとして、今はそれが文章の中に浸透した時期を考えたい。

玄即路、於道疾篤、上疏曰、……不謂臣愆咎夙積、罪鍾中年、上延亡叔臣安、亡兄臣靖、數月之間、相系殂背、下逮稚子、尋復夭昏。……
（『晋書』卷七十九「謝玄傳」）

東晋の太元十一年（386）、宿將の謝玄（343～388）は辭任を奏請する。彼は淝水の戦い（383）での勝利の立役者だが、病氣による退隱は許されず、移駐を命じられた。上には、移動の途中で再び奉った辭職を請う上疏を拔粹した。文中の「亡叔臣安」は謝玄の叔父で東晋の宰相だった謝安（320～385）、「亡兄臣靖」は兄の謝靖（?～385）を指す。この上疏に據れば、謝玄は前年（385）に叔父と兄を「數月の間」に喪い、加えて「稚子」（幼い息子）にも先立たれた。相次ぐ親族の死が自身の衰弱をもたらした一因と述べたいのであろう。

悲歎の對象に卑屬（實子）の逝去が含まれる點は措くとして、ここで注目すべきは、「愆咎夙積、罪鍾中年」（早くから過ちを重ねて、壯年に罪が集中した）と稱することである。かくて報いが「上は」叔父・兄に「延び」、「下は稚子に速^{およ}んだ」という。「上延」を年長の親族に冠して彼らの逝去を示す表現を含め、自身の「罪」を父母か否かの差こそあれ、年長者の死を誘發した原因と見做す點は、既に見た「凶儀」の文章と變わらない。

この文章は公用文、しかも皇帝が對象の上疏だから、その時點で奇矯に過ぎる觀念を反映するとは思ひ難い¹⁷。そうであれば、遅くとも東晋の後期に近親者の死を自らが積んできた罪過の報いと捉える意識が公的な文章に及ぶほど廣まってい

¹⁶「金瓯哀辭」と同じく『藝文類聚』卷三十四「人部十八・哀傷・哀辭」に收める。本文に引く「赤子何辜、罪我之由」は『春秋左氏傳』莊公八年條に見える莊公の「齊師何罪、罪我之由」という言葉に基づく。なお「傷弱子辭」に據れば、潘岳の息子は父と共に長安へ向かう途次で没した。長安への旅路を詠う潘岳「西征賦」（『文選』卷十）に「七旬」（七十日）も生きられなかったとある。

¹⁷王羲之の尺牘「官奴帖」（別名「玉潤帖」）に孫娘の玉潤（「官奴」こと王獻之の末娘）が重篤な病を患った際、その原因を「家長」たる自身の「多犯科誡」だと稱して快癒を祈る一節が見える。また同時代の許翽に兄「虎牙」（許聯）の病氣が癒えるよう願い、自身を含む一族の罪を懺悔する文章が傳わる（『眞誥』卷七「甄命授篇」）。これらは私的かつ道教の信仰に基づき、死者がまだ出ていない段階での病氣平癒の祈願文だが、そこに親族の重病を自らの罪と見做す意識は窺える。吉川忠夫（1998）92-100頁参照。

たとは考えられないか。このような見通しを示した上で、次節ではこの問題に關わって興味深い書簡を取り上げる。

三、亡き弟への書簡

王微（415～453）、字は景玄、學問・藝術の諸方面に通じた。劉宋で官途に就くが、父の没後、喪が明けても、官に復さなかった。官界への復歸を拒んで家居すること十餘年、弟の王僧謙を喪う。以下、弟との別離を悲しんで王微が著した文章を見ていく。引用は『宋書』卷六十二「王微傳」に據る¹⁸。なお、當該の文章に確たる表題は傳わらない。「王微傳」はこれを引くに先立って、「以書告靈曰」と稱するので、亡弟の靈魂への書簡と解したらしい。明清の總集や類書がこの文章を「書」と題して収めるのは¹⁹、そのためであろう。小論では故人に對する書簡と見做せる點を押さえた上で、假に「告靈文」と呼んでおく。

この表題は、吉川忠夫氏の研究²⁰での命名に従ったものである。吉川氏の文章は王微による弟の追悼文を扱う數少ない研究の一つで、小論でも多くこれに依據するであろう。それでは、「告靈文」の全體を五段に分けて見るとしよう（各段冒頭のローマ數字は筆者による）。

(I) 弟年十五、始寄宿於外、不爲察慧之譽、獨沈浮好書、聆琴聞操、輒有過目之能。討測文典、斟酌傳記、寒暑未交、便卓然可述。吾長病、或有小閒、輒稱引前載、不異舊學。自爾日就月將、著名邦黨、方隆夙志、嗣美前賢、何圖一旦冥然長往、酷痛煩冤、心如焚裂。

第I段では王僧謙が十五歳で實家の外に寄宿し、さほど名聲は上がらなかったが、學問・音樂に勵み、一年も経たずに（「寒暑未交」）成果を示したことが、まず記される。長く病を患っていた王微の前で前代の事柄を述べる様子はかつて習學に努めた頃と變わらなかつたと述べて、兄弟仲の良さを示唆させつつ、志を遂げずに弟が亡くなったことを歎き悲しむ。

(II) 尋念平生、裁十年中耳、然非公事、無不相對、一字之書、必共詠讀、一句之文、無不研賞、濁酒忘愁、圖籍相慰、吾所以窮而不憂、實賴此耳。奈何罪酷、愴然獨坐。憶往年散發、極目流涕、吾不舍日夜、又恆

¹⁸ 『宋書』は點校本二十四史修訂本（2018）を底本とする。

¹⁹ 明・梅鼎祚輯『宋文紀』卷十二、明・賀復徵輯『文章辨體彙選』卷二百四十九が共に「告弟僧謙靈書」、『古今圖書集成』「理學彙編・經籍典」卷三十七は「告弟僧謙書」、清・嚴可均輯『全上古三代秦漢三國六朝文』全宋文卷十九は「以書告弟僧謙靈」と題する。

²⁰ 吉川忠夫（1998）132-143頁、同（2020）13-20頁参照。

慮吾羸病、豈圖奄忽、先歸冥冥。反覆萬慮、無復一期、音顏髣髴、觸事歷然、弟今何在、令吾悲窮。昔仕京師、分張六旬耳、其中三過、誤云今日何意不來、鍾念懸心、無物能譬。方欲共營林澤、以送餘年、念茲有何罪戾、見此天酷、沒於吾手、觸事痛恨。吾素好醫術、不使弟子得全、又尋思不精、致有枉過、念此一條、特復痛酷。痛酷奈何、吾罪奈何。

弟は官に就いていたため、公務の餘暇にのみ顔を合わせられる期間が十年に及んだことで、第 III 段の記述は始まる。それでも書物や文章を論じる兄弟の交情に、苦しい時期の王微は慰められたが、僧謙の没後は「煢然として獨り坐す」という。「散發」とは五石散（後漢から唐代にかけて、特に貴族が好んだ向精神薬）の服用で体内に生じた熱を放散することを指す。五石散の服用は、「目を極めて流涕」するほどに精神の不安定を招く。體が弱い上に薬物の影響で苦しむ自分を心配していた弟を見送ろうとは思わなかったと歎いた後、「京師」と別の土地に分かれて住んでいた時期のことを回想する。「六旬」（六十日）だけ離れていた間に、うっかり三度まで弟は「今日はなぜ来ないのか」（「今日何意不來」）と口にしたこと、「林澤」で共に餘生を過ごそうとしていたこと、いずれも兄弟の絆が強い旨を象徴する。

續く「そこに何にの罪とががあつたものか」（「念茲有何罪戾」）以下については、説明を要するだろう。王微は醫術も心得ており、「弟子」（弟、ここでは王僧謙）が病んだ際も治療に當つた。ところが、『宋書』「王微傳」の記述に據れば王僧謙が「薬を服するに度を失」つたため、王微の認識では治療宜しきを得ず没したという。

（III）弟爲志、奉親孝、事兄順、雖僮僕無所叱咄、可謂君子不失色於人、不失口於人。沖和淹通、内有皂白、舉動尺寸、吾每咨之。常云、兄文骨氣、可推英麗以自許。又兄爲人矯介欲過、宜每中和。道此猶在耳、萬世不復一見、奈何。唯十紙手迹、封坼儼然、至於思戀不可懷。及聞吾病、肝心寸絕、謂當以幅巾薄葬之事累汝、奈何反相殯送。

第 III 段では親や兄に孝順で、「僮僕」（召使い）をも叱り付けず、人に對して適正な表情や言葉を崩さなかった（「君子不失色於人、不失口於人」は『禮記』「表記」に基づく）王僧謙の人柄が語られる。温和で道理に通じ、物事の善し惡しを辨えた彼に、王微は細事まで相談したという。兄の文章は骨っぽいから華やかさを打ち出し、狷介に過ぎる性格は中道の立場を保つべきだと常々口にした僧謙の言葉は耳に残っているが、再會は永遠に叶わないと述べた後、「十紙」の書信が残ると記して、弟への盡きせぬ思慕を示す。自身の「幅巾薄葬の事」（簡素な葬儀）を任せるはずの弟に先立たれるとは、王微にとって豫想外のことだった。

(IV) 弟由來意、謂婦人雖無子、不宜踐二庭。此風若行、便可家有孝婦。仲長昌言、亦其大要²¹。劉新婦以刑傷自誓、必留供養、殷太妃感柏舟之節、不奪其志。僕射篤順、范夫人知禮、求得左率第五兒、廬位有主。此亦何益冥然之痛、爲是存者意耳。

第IV段は王氏の親族に言及しており、解釋し難い箇所もある。これは「告靈文」が故人と親族に関する情報を持つ者を讀者に想定した文章、(故人が對象だから祭文とも見做せるが) 第一義的には王僧謙への手紙であることを示唆しよう。僧謙は子供のいない寡婦も再婚せず、夫の父母に仕え續ける「孝婦」になるべきと考えていた。彼の没後、妻劉氏(宋の皇族出身)もそれに従ってか、身體を傷付ける覺悟で婚家に留まろうとし(『三國志』卷九「魏書・曹爽傳」注に引く皇甫謐『列女傳』に見える夏侯令女の記事を踏まえるか)、殷太妃(劉氏の母)も(『詩』鄘風)「柏舟」に詠われる再婚を斷った共姜の如き娘の志を挫けなかった。

王微らのいところで「(尚書右) 僕射」の王僧達(423~458)と彼の兄で「(太子) 左(衛) 率」だった王錫の妻范夫人の配慮で王錫の「第五兒」(五男)が僧謙の喪主(嗣子)に迎えられた。追悼の思いは減じられずとも、それは遺族にとってせめてもの慰めだった。

(V) 吾窮疾之人、平生意志、弟實知之、端坐向窗、有何慰適、正賴弟耳。過中未來、已自悵望、今云何得立、自省悵毒、無復人理。比煩冤困憊、不能作刻石文、若靈響有識、不得吾文、豈不爲恨。儻意慮不遂謝能思之如狂、不知所告訴、明書此數紙、無復詞理、略道阡陌、萬不寫一。阿謙。何圖至此。誰復視我、誰復憂我。他日寶惜三光、割嗜好以祈年、今也唯速化耳。吾豈復支、冥冥中竟復云何。弟懷隨和之寶、未及光諸文章、欲收作一集、不知忽忽當辦此不。今已成服、吾臨靈、取常共飲栢、酌自釀酒、寧有仿像不。冤痛、冤痛。

病める王微にとって、王僧謙の存在だけが慰安であった。第V段ではこう述べた後、正午を過ぎても来なければ(「過中未來」)、到來を待ち焦がれたほどの弟を亡くし、顧みて闇の中におり、生きる見込みも無い(「自省悵毒、無復人理」という。不幸による苦しみに疲れ果て、弟のために碑文を作れないが、彼の靈魂がそれを恨みに思うだろうから、心は狂うかのようで(「儻意慮不遂謝能思之如狂」の一句は解し難いが、脱文があるのかもしれない)、訴えかける相手もおらず、思いの萬分の一も表せないが、この文章を著した。

²¹『意林』卷五に引く後漢・仲長統『昌言』に「婦人有朝哭良人、暮適他土、涉歷百庭、顔色不愧」とある。

「告靈文」を書いた事情をこう説いた後、思いがけなく弟（「阿謙」は彼の愛稱）亡き今、誰が自分を気遣い心配してくれようかと王微はいう。「昔は時間が経つのを惜しみ、楽しみを削って長命を祈ったが、今や早くに世を去ることだけが望みだ。私はもう助かるまいが、冥界は實のところどのような具合か」と死を願うような口吻を漏らしつつ、「隨和の寶」（卞隨・和氏の寶玉）の如き才能を持ちながら、それを發揮できなかった弟の文集を編みたいが、間に合おうかと危ぶむ。服喪の中で靈座に臨み、常々共に交わした杯を手にし、自ら醸した酒を酌むが、お前に分かるだろうか。獨り残された悲しみを述べて、文章は終わる。

『宋書』「王微傳」は、大半が「告靈文」など王微の文章四篇の引用で占められる。うち三篇は、生者への書簡である。なお東晉の庾亮（289～340）が生前の孔坦から送ってきた手紙に返書を著した事実が傳わる。『晉書』卷七十八「孔坦傳」に引くそれは「足下」と二人稱で孔坦に呼びかけつつ、彼を悼む内容を持ち、返信と追悼文を兼ねた形を取る²²。

王微による他の三篇や（著者がその死と無關係な）故人への書簡の先例と比べれば、より明確になるが、「告靈文」は一つの特徴を持つ。亡弟への「痛」と「罪」の思いが頻出することだ。「酷痛煩冤」（I）、「觸事痛恨」、「特復痛酷」、「痛酷奈何」（全てII）、「冥然之痛」（IV）、「冤痛、冤痛」（V）の「痛」、「奈何罪酷」、「有何罪戻」、「吾罪奈何」（みなII）の「罪」が七百十字程度の文章に散りばめられている。（實際に治療での過誤が死因かはともかく）「ほかでもない兄の自分が弟を殺してしまったのだとの王微の悔恨の念と深い罪の意識は、この「痛」と「罪」の二字に集約されているとあってよい²³。

自身の「罪」が原因となつての親族の死とそれがもたらす「痛」に貫かれた「告靈文」—それは前節で見た敦煌の「書儀」やその流れを汲む文章と意識を共有するのではないか。やはり前節で觸れた謝玄の上疏や自らの「罪」が招いた近親者の疾病を癒（し病死を回避）すべく東晉の道教徒（王羲之・許翺）が著した文章（注17）の後を受け、後世の「凶儀」に連なる流れを想定するならば、死者を悼む文章としての「告靈文」をそこに位置付けることは可能なのではないか。節を改め、表現などに注目しつつ、その可能性を考えてみたい。

²²王微より後になるが、梁・劉孝標「重答劉秣陵沼書」も故人（劉沼）を宛先とする。ただ「書」と題しながら、『文選』卷四十三は書簡を缺き、その前文しか収めない。庾亮の孔坦への書信と併せて、この手紙については福井佳夫（2020）205-212頁参照。庾亮と劉孝標によるこれらの事例は、明・張鳳翼（1527～1613）『譚略』卷下などで言及される。

²³吉川忠夫（1998）133頁、同（2020）14頁。また稀代麻也子（2004）110-117頁にも王微やその文章についての分析が見える。

四、「煩冤」と「奈何」

まず、「告靈文」の順序に従って考えよう。第I段では、「酷痛煩冤」の一句が目
を引く。「煩冤」は『楚辭』九章「抽思」の亂に見える古い言葉で、そこでは結ば
れた思いを指す。ただ第V段の「煩冤困憊」もそうだが、「告靈文」では弟を喪つ
た煩悶を表す。時代が下ると、「煩冤」は父母の死に關連付けられ、例えば杜友晉
(既出)の別の「書儀」にいう。

A) 父母 攀號^{a)} 擗擗 糜潰 煩冤 荼毒 號天叩地 貫徹骨髓 無狀罪逆 不孝酷罰 偏罰 屠楚 禍酷 罪告 告毒 觸目崩絕 屠
裂 痛貫骨髓^{b)} 號絕 堪忍 假延視^{c)} 息 偷存 窮思 孤思 哀思 荒迷 纏綿 由前 苦前 至孝 至哀 孤子 哀子

(P.3442 『吉凶書儀』 卷下「凶儀纂要一首」)

- a) 「號」下、衍「擗」、今刪。
- b) 「骨髓」殘缺、據同卷「父母喪告答兄弟姊妹書」補。
- c) 「視」字殘缺、據同卷「父母喪告答祖父母父母書」補。

『吉凶書儀』(注9所掲の文章に詳しい)は杜友晉が編んだのだから、やはり盛唐の
著述と考えられる。上には誰を悼むかで使い分けるべき言葉を集めた、一種の用
語集から父母に關する部分を擧げた。唐代には、「煩冤」は親を悼む語と規定する
向きがあったらしい²⁴。

だが、そこに至るまでは、追悼の對象が誰かを問わず、「煩冤」は廣く用いられ
ていた。例えば、潘岳は「寡婦賦」(『文選』卷十六)で夫を喪った女性の苦衷を
「愁煩冤其誰告兮、提孤孩於坐側」と述べる。また潘岳が楊彧、字は長文のために
代作した、その弟の楊綏(271~299)、字は仲武を悼む文章にも、「煩冤」が使わ
れる²⁵。「告靈文」の「煩冤」も同じで、弟との別離が起こした煩悶を表す。親族
の死は自身の責任と認めるが、それによる煩悶を無念に思う點を「冤」字に込め
ることは、第V段の最後、つまり全文の末尾で「冤痛、冤痛」と繰り返す「冤痛」
(苦しみで堪らないという意味だろう²⁶)と軌を一にしよう。

このように「煩冤」は、晉代(ここでは潘岳)以降、「告靈文」以前に、人を悼
む常套句になっていたと想像される。ただ、この場合は當該の語が『吉凶書儀』よ
り前に追悼の語の範例に含まれるほどになっていたかは判断し難い。書跡として

²⁴例えば晚唐の張敖(注11参照)『新集吉凶書儀』(P.2622)「四海吊答書儀」の「吊人父母喪疏」
に對する「孝子答疏」(親を喪った子供への悔やみ狀に對する返書の範例)でも「煩冤」の語を用
いる。これは趙和平(1993)576頁の釋讀に據る。

²⁵『藝文類聚』卷三十四に引く潘岳「爲楊長文作弟仲武哀祝文」に「煩冤痛毒、撫心思咎」とあ
る。この「思咎」は親族(ここでは楊綏)の死を自身(同じく楊彧ら)の罪と考える意識が文章に
表れた早い例と考えられるかもしれない。また第五節も参照されたい。

²⁶「冤痛」は後漢・王充『論衡』「感虛」で謂れの無い罪による苦痛の意で用いられる。また『三
國志』卷二十三「魏書・楊俊傳」には曹魏の文帝(曹丕)の怨みを買ったことが原因で自殺した楊
俊を「衆冤痛之」とある。

傳わる、また梁・蕭統（501～531）撰と題する「十二月啓」（『錦帶』²⁷）のような月儀（季節の挨拶文に係る範例を示す）を除けば、南北朝期の「書儀」はほとんど残らないためである。しかも唐代以降と異なって、現存する詩文も少ないから、用例の分析による考察にも限界がある。だが、そうかといって死者を悼む言葉の南北朝時代における定型化・規範化を検討できないわけではない。

太祖與荀彧書、追傷嘉曰、……且奉孝乃知孤者也、天下人相知者少、又以此痛惜。奈何奈何。（『三國志』卷十四「魏書・郭嘉傳」注所引『傅子』）

謀臣の郭嘉（170～207）、字は奉孝が早世したことを悼んで「太祖」こと曹操（155～220）が配下の荀彧（163～212）に送った書簡の一節を引用した。理解者が少ない中で自分を分かってくれた郭嘉の死を悲しんでみても、どうにもならないという曹操の思いが「奈何」の反復に表れていると解せよう。その解釈は大筋では誤るまいが、もう少し考究の餘地があるようだ。他にも同じ意味を持つ疑問・反語の助辭（例えば「如何」）は数あれど、後漢以降、同様に追悼の文脈で用いられるそれは、多く「奈（柰）何」に限られるからだ。

曹操の書簡より遡ると、石刻に例が見られる。即ち延熹六年（163）の紀年を持つ「□臨爲父作封記」には「孤子推身、痛當奈何」とある²⁸。さらに原石は傳わらないが、熹平元年（172）十二月、光和四年（181）四月に各々立てられた「故民吳仲山碑」（『隸釋』卷九）、「童子逢盛碑」（同卷十）には「感傷奈何奈何」、「命有悠短、無可奈何」という表現が見出せる。みな碑が顯彰の對象とする者（□臨の父、吳仲山、逢盛）の死を悼む表現である。

曹魏では齊王曹芳（少帝）が景初三年（239）の末に下した詔で同年の元日に世を去った先帝の曹叡（明帝）を悼んで、「奈何奈何」という（『宋書』卷十四「禮志」一）。西晉に入ると、例えば潘岳の詩文は追悼の思いを示す「奈何」を少なからず含む。「哀誄」に長じ、この種の作品を多く残す書き手だけに²⁹、この事實は異とするに足りない³⁰。ただ小論は「書儀」を主題とするので、ひとまず書簡に關心を集中させたい。續いて單なる助辭ではない「奈何」に富むのは、二王の尺牘だろう。それは書跡として珍重されたので、その手紙文が相當な數で傳わったためでもあろうが、いま王羲之の手紙から二件のみ例を擧げる。

²⁷ 比較的近年の研究及び日本語譯に福井佳夫（2020）339–421 頁がある。

²⁸ 永田英正（1994a）144–145 頁、同（1994b）114–116 頁。「□」は判讀不能の文字を示す。

²⁹ 東晉・王隱『晉書』（『北堂書鈔』卷百二「藝文部八・誄」所引）に「潘岳善屬文、哀誄之妙、古今莫比、一時所推」とある。

³⁰ 『文選』に收める潘岳の誄（序を含む）・哀に限ってから例を示すと、「楊荊州誄」序（『文選』卷五十六）に「銜恨沒世、命也奈何」、「楊仲武誄」（同卷五十六）に「嗚呼仲武、痛哉奈何」、「哀永逝文」（同卷五十七）に「今奈何兮一擧、邈終天兮不反」とある。

B) 四月五日、羲之報。建安靈柩至、慈陰幽絕、垂卅年。永惟崩慕、痛徹五内、永酷奈何。無由言告、臨紙摧哽。羲之報。

C) 九月二十五日、羲之頓首。便陟冬日、時速感歎、兼哀傷切、不能自勝、奈何。……

いずれも『法書要録』卷十「右軍書記」に王羲之（官は右軍將軍）の尺牘として収める。B) には「建安靈柩」（建安から改葬された王羲之の兄を指すか）とあることから、故人を悼む文章だと判断される。C) の「奈何」はこれと異なり、歳月が去って戻らないことを歎くが、再會があり得ない死別の悲しみと一脈通じる。二王の尺牘には、類似する例が他にも少なくない³¹。さて「告靈文」に立ち返って、そこでの「奈何」とこれらを比べてみよう。

第III段末尾の「奈何反相殯送」が自身の喪禮を委ねるはずだった弟をなぜ葬送することになったのかという疑問、ひいては詠歎を示すのを除けば、「告靈文」に見える「奈何」は、死者を悼むB) の意味を表す。「奈何罪酷」、「痛酷奈何」、「吾罪奈何」（全てII）、そして故人との再會を期することができないと述べる「道此猶在耳、萬世不復一見、奈何」（III）がC) と同じ意味も帯びるのを含めて、皆そうである。「吾罪奈何」、「痛酷奈何」は弟の死を惹起した「吾罪」、それで生じた「痛酷」をどうするべきかという意味だが、句形・文意共に、特に後者はB) の「永酷奈何」にごく近い³²。語順は逆だが、「奈何罪酷」も同様であろう。

魏晉南朝に止まらず、こういった「奈何」の使用は、唐代にも續く。その用例は敦煌變文、王梵志や寒山の詩、さらには「書儀」に見出せる³³。次に、「書儀」の例を挙げておく。

D) 〔父〕母喪〔告答〕妻〔父母書〕^{a)}

月日〔名〕^{b)}白、禍出不圖、府君夫人別有稱謂、隨時任言。傾背亦云不終遐壽、奄棄孝養。情深悲痛、不自堪勝。念攀號躄標、五内屠裂、荼毒難居。永痛奈何、當復奈何。未即集洩、望增悲鯁。謹遣白書、猥塞不次。名白。……（P.3442『吉凶書儀』）

a) 「父」字、「告答」及「父母書」、據文意補。

b) 「名」字、據文意補。

³¹魏晉期から唐代に至る、人を悼む、時間の経過を歎く「奈何」の用法については周一良（1998a）560–562頁、同（1998b）415–416頁参照。

³²「酷痛」と「奈何」が書簡に併せて現れる例として、西晉・陸雲「弔陳永長書五首」一（『陸士龍文集』卷十）に「雲頓首頓首、哀懷切怛、賢弟永曜、早喪俊德、酷痛甚痛、奈何。陸士龍頓首頓首」とある。ここでは陳永曜（陳永長の弟）が追悼の對象とされる。

³³周一良（1984）13–14頁、項楚（1988）、同（2010）49–50頁、同（2019）233–236頁、張小豔（2007）395–397頁参照。

杜友晉の『吉凶書儀』から引用した。やはり父母（父だと「府君」、母だと「府君夫人」などと呼ぶことになる）との死別の悲しみを「奈何」と形容する。あるいは、次の如き疑問が呈せられるかもしれない。なるほど、人を悼む意味の「奈何」が後漢から度々用いられていることは分かったが、それが「書儀」のような範例に載せられた時期は、「煩冤」と同じく不分明ではないか、と。實は「奈何」には、今一つ有用な資料が傳わる。

凡稱奈何者、相開解語。舊^{a)}儀云、不孝奈何、酷罰奈何、斯乃自抑之詞、非爲孝子痛結之語、可以吊孝稱奈何、受吊者未宜自開解。今重喪告答並刪改爲罪苦。餘凶書服輕德依舊儀、隨李^{b)}家書儀亦改此奈何。雖輕喪亦全除語、恐時或未盡依行、故闕疑、以待後識。（P.3849『新定書儀鏡』「凡例廿八首」）

a) 「舊」字、據 P.3442 補。

b) 「李」字、據 P.4036 補。

これも杜友晉の著作という『新定書儀鏡』に據ると、「奈何」の語は苦しみをどうするか、どうすれば悲しみを抑えられるかという意味になるので、他人が弔意を示す場合はよいが、故人の子供がそれを用いることは不適切だとこの考え方が存在した。そこで『新定書儀鏡』の「重喪」（尊屬の死を指すか）に關わる文例では、「奈何」を「罪苦」に改めたという³⁴。言い換えると、ここで「舊儀」と稱する古い「書儀」、書簡に關わる禮法は親族を悼む表現として「不孝奈何」、「酷罰奈何」のような語句を含んでいたことになる。「舊儀」がいかなる「書儀」を指すか詳らかではないが、「奈何」を「罪苦」に改めた例として擧がる「隨李家書儀」が手掛かりになろうか。これを李公緒、字は穆叔の『趙李家書儀』と考える説がある³⁵。李公緒は天保（550～559）初年に北齊への仕官を斷った（『北史』卷三十三「李公緒傳」）。もし、この説が正しければ、「舊儀」は六世紀の『趙李家書儀』より遡ると想像される。

もっとも、本節のD)『吉凶書儀』「〔父〕母喪〔告答〕妻〔父母書〕」に「永痛奈何、當復奈何」とあるとおり、父母の死に關わる「奈何」は唐代の「書儀」にも散見する。従って、「隨李家書儀」以降もその使用が止んだわけではない。ただ、「告靈文」第II段の「奈何罪酷」、「痛酷奈何」、「吾罪奈何」が「舊儀」の文例が含まれていた「酷罰奈何」と類似する點は見落とせまい。

³⁴現に第二節で擧げた「父母喪告兄姊書」に「酷罰罪苦」という句が見える。また例えば注24で觸れた『新集吉凶書儀』（P.2622）「四海吊答書儀」の「吊人父母喪疏」に對する「孝子答疏」にも「不孝罪苦、酷罰罪苦」とある。

³⁵姜伯勤（1996）427-431、441頁、永田知之（2010）121-124頁を参照されたい。

もとより、劉宋の時期に「舊儀」が存在し、王微がその類の文獻に則って「告靈文」を著したというのではない。弟の死による衝撃から立ち直れない中、彼はこの文章で眞情を吐露した。それと言うのは、王僧謙の死後わずか「四旬」（四十日）で王微も没したからである（『宋書』「王微傳」）。そうなると、雛型などとは縁遠い文章と考えられる。だが「書儀」と「告靈文」を全く無関係と断じること、次の理由から適切ではないと思われる。

弘明敏有思致、既以民望所宗、造次必存禮法、凡動止施爲、及書翰儀體、後人皆依倣之、謂爲王太保家法。（『宋書』卷四十二「王弘傳」）

王弘（379～432）は東晉・劉宋に仕え、官は太保に至る。上掲の傳記では、王弘の儀式等での立ち居振る舞い（「動止施爲」）及び書簡の在り方（「書翰儀體」）が、「後人」の據るところになったという。王弘の著作には『書儀』十卷があり（『隋書』卷三十三「經籍志二・史・儀注」）、傳記に見える「王太保家法」、特に「書翰儀體」との関係が推測される。さて王微・王僧謙の父は王孺というが、王弘は王孺の兄、つまり王微ら兄弟の伯父である。また王弘は「告靈文」の第IV段に登場する王錫（「左率」）・王僧達（「僕射」）兄弟の父でもあり、彼らはみな琅邪臨沂の王氏に屬する。ある時期まで王弘の『書儀』が傳わり、「王太保家法」に人々が倣ったのは、彼の地位と南朝第一の家門が尊重されたためでもあろう³⁶。

ともかく王微は王弘の甥として、王氏の禮法が「家法」や「書儀」として確立・普及する場の近くにいたと考えられる。憶測に涉るが、親族の死を自身の罪と捉える意識や二王（彼らも同じ王氏の構成員）の尺牘を含む先立つ追悼文の表現は、王弘の『書儀』にも反映していたのではないか。南朝の「書儀」として比較的早い、この文獻が含んでいたかもしれない意識や表現が王微にも共有され、また逆に「告靈文」が續く「書儀」に影響を與えたことは想像されてよい。「奈何」に関わる断片的な記述にこうも拘るのは、「舊儀」、ここでは南北朝時代の「凶儀」についての資料が他に存在しないからである。これ以降、實際の文章にも「凶儀」と關わるような材料は乏しいが、次に徐陵（507～583）の書簡から例を擧げる。南朝末期を代表する詩文の作り手である彼は、梁の末年、東魏に使いして河北に抑留された。

……屏居空館、多歷歲時、疊犯靈祇、招延禍罰。號慕無窮、肝膽屠殞、煩冤胸臆、不自堪居。無心奈何、無狀奈何。……（『文苑英華』卷六百八十六「在北齊與宗室書」）

³⁶やはり琅邪臨沂の王准之（378～433）も「舊儀」（ここでは古い儀禮を指すか）を「究識し」、彼が撰した「儀注」（儀禮の細則）は朝廷で用いられた（『宋書』卷六十「王准之傳」）。

……孤子階縁多幸、叨筵皇華、郷國屯危、公私焦迫。……何圖釁咎、災極蒼旻、號慕煩冤、肝腸屠殞。酷痛奈何、無狀奈何。……窮劇奈何。……
(同卷六百七十七「與王僧辯書」)

北齊が東魏に代わった後も北朝に留められた徐陵は、同地に在った「宗室」(同族)を頼って歸國の術を講じる。前者はこの際に著した書簡の一節で、「靈祇」(天地の神)を冒して「招延」した「禍罰」とは抑留をいう。後者は、北齊に來た梁の使者に預けた王僧辯(?~555)宛の手紙から引用した。省略した冒頭の記述から、太清六年(552)六月五日の執筆と思しい。梁の武將として侯景の亂(548~552)を平定したばかりの王僧辯に助力を請い、南朝に歸ろうというのである。最初の「孤子」は親を喪った者の自稱(本節A)『吉凶書儀』「凶儀纂要」参照)で、抑留中の徐陵には父で同じく文名の高い徐摛(474~551)の訃報が江南から届いており、その死を自身の罪(「釁咎」)と稱する。

戰亂の中で抑留される苦衷を、前者は「煩冤胸³⁷臆」、「無心奈何、無狀奈何」と言い表す。後者では父の死も加わるが、やはり「煩冤」、「奈何」を使う。唐代の「凶儀」が含む文例の四字句と六字句を連ね、悲歎を述べる形式は、徐陵の時代までにほぼ確立していたと見える。だが(前者では抑留を指す)自身の罪の報いという意識や「煩冤」、「奈何」により古い例が傳わることは、小論で見てきたところである。これら魏晉以前に遡る表現が、直接ではないにせよ、唐代の「書儀」に繼承された事實は疑うべくもない。その流れの中に「告靈文」や徐陵の書簡、「舊儀」を位置付けることも、ここまでの検討から十分に可能だと考えられる。

五、おわりに

早い段階の中國にも、家運の盛衰を一族の行いに歸する考え方は存在した³⁸。しかし子のような年少者の罪が父母の如き年長者の死に繋がるという意識は、古代(漢代以前)にまで遡れるものなのだろうか。少なくとも文章の上でそれが明確な形を取るのには、さらに遅れるのではないか。第二節の最後では東晉後期の上疏を引いたが、次により早い誄を擧げる。

湛罪重五岳、釁深四海、身不灰滅、延于家門。方今斬焉在疚、死已無日。……日月逾邁、寒暑代遷。恩慈彌遠、窮思日纏。撰述遺跡、臨文煩冤。(「尚書武強侯盧府君誄」)

³⁷ 「胸」を「臆」に作る刊本もあるが、明・隆慶刊本に基づく文苑英華(1965)に據る。

³⁸ 『周易』坤「文言傳」に「積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃」という。

上掲の文章は、『藝文類聚』卷四十八「職官部四・尚書・誅」に收められる。「尚書武強侯」以下の表題には、「晉盧湛」の三字が冠せられ、直前に潘岳、直後に隋・江總（519～594）の作品が引用される。これらは目にし得た限りの『藝文類聚』の刊本で、異同は無い。だが晉代で尚書の官に就き、武強侯の封爵を持つとなれば、それは盧志（?～312）を指す可能性がある。そうすると、「盧湛」は盧志を父とする盧湛（284～350）の誤りだろうか³⁹。

盧志らの一家は西晉の末期、中原に入った匈奴に捕えられた。匈奴は盧湛を取り立てたが、彼は敵方（漢族の軍）に加わる。匈奴は漢族の軍に敗れた後、盧志夫妻と息子（盧湛の弟）たちを殺めるに至った。上掲の誅が盧湛の作品だとして、彼には家族の死に幾許かの責任があった。

ただ自身は死なずに禍を一族に及ぼした（「身不灰滅、延于家門」）「罪」と「釁」の自覺や「煩冤」（前節参照）の使用は、責任の有無や文體こそ異なるが、小論で見してきた書簡等と相通じる。歐陽脩の手紙（第二節）にいう「不自死滅、禍罰上延太君」などと比べれば、類似は一目瞭然であろう。もっとも、かかる實作は傳わるが、古い「書儀」が残らないので、同様な表現の範例は、第二節に引く唐代の「凶儀」でようやく確認できるわけである。

小論ではこういった資料の不足を補うべく、魏晉南朝期の文章に着目し、唐代の「書儀」に連なる死者を悼む言葉の定型化を考えてみた。死に對する罪の意識が窺える文章の中でも、殊に「告靈文」は比較的長く、貴重な材料を提供してくれる。これらの分析を経て、追悼の文章は晉宋より定型化が進み、南北朝時代に存在した「書儀」もそれによる範例を含んでいたのではないかという見通しを得た。もとより限られた材料を用いた、粗雑な考察でしかないので、この結論が信賴に値するかは、讀者諸賢の判斷に委ねざるを得ない。

一つ附言しておきたい。古典學者にして詩人・小説家でもある錢鍾書（1910～1998）氏は「尚書武強侯盧府君誅」を盧湛の作品と見做した上で、次のように述べておられる。

按余三十歲前、常見人死訃告、《哀啓》附以《行述》、遭親喪者必有套語：“不自殞滅、禍延顯考（妣）”、“苦魂昏迷、語無倫次”等。千篇一律、不知俗成格定、當在何時。文獻微存、似莫古於盧湛此篇也。（『管錐編』⁴⁰）

博覽強記の錢氏にして、「盧湛の此の篇より古い」、「親の死は子の罪」と稱する文章は見出せなかった。それはさておき、錢氏がこのような表現を含む「訃告」を

³⁹ 盧志・盧湛父子の傳記は『晉書』卷四十四「盧欽傳」に附される。

⁴⁰ 錢鍾書（2001）470頁、「全上古三代秦漢三國六朝文・一一〇 全晉文三四」。

「常に見」ていたことは興味深い。錢氏が「三十歳前」なのだから、1930年代以前の事か。「書儀」の研究でも業績に富む歴史家の周一良（1913～2001）氏も敦煌の「凶儀」にいう「親の死は子の罪」と見做す文章の範例（第二節参照）を論じた後、以下のように書いておられる。

但父母死後自稱“罪逆深重、不自死滅、上延所恃”云云、與抗戰前還流行的訃告詞句“罪孽深重、不自殞滅、禍延顯考”云云、千餘年來一脈相承未變。封建社會的意識形態、到半殖民地半封建社會還殘存下來、說明意識形態的頑固性⁴¹。

周氏に據ると、「抗戰前」、つまり日中戦争の開始（1937）以前に流行った、親の死亡通知に用いる文言は、唐代の「凶儀」が含む言葉とそう変わらなかったという。周氏にとって、これは「封建社會的意識形態」が後世まで極めて根強かったという證據であった。因みに言うと、魯迅（1881～1936）の文章にも皮肉混じりにこの種の修辭を用いた例が見られる⁴²。錢氏の言葉を借りれば、それらは「千篇一律」で「俗成り格定ま」った陳腐な表現とされる。

しかしながら、中國の社會でこれらの言葉が長く傳承されてきたことは、疑いようもない事實である。時代や個人ごとに「親の死は子の罪」と見做す通念が及ぼす力に差はあっても、人々は禮法に外れないよう（他者の批判を避けるべく）「罪逆（孽）深重」云々と述べてきた。宋代以降の豊かに傳わる文獻を飛び越して、その形跡は唐代の「書儀」にも確認される。小論では、この起源をさらに晉宋まで遡ることになった。當該の通念が受け繼がれた期間の長さを思えば、小論のような試みも、中國人の精神史を考える一助となるかもしれない。

参考文献（著者名等の後の括弧で括った數字はその論著の發表・出版年を意味する）

【日本語によるもの】

池澤優（2005）：「親の死は子の罪か——敦煌文書書儀類に見る死と禮と孝と」、『死生學研究』6

伊藤美重子（2022）：『敦煌文書にみる民間文藝』（汲古書院）、小論關連部分は「敦煌の吉凶書儀にみる凶儀について」として『お茶の水女子大學人文科學紀要』55（2002年）に初出。

王三慶（2009）：山本孝子譯「敦煌書儀文獻と東アジア文化」、高田時雄編『漢字文化三千年』（臨川書店）

⁴¹周一良・趙和平（1995）296-298頁。また吉川忠夫（1998）3-4頁参照。

⁴²魯迅『墳』『雜憶』、『朝花夕拾』『父親的病』、『且介亭雜文二集』『陀思妥夫斯基的事——爲日本三笠書房《陀思妥夫斯基全集》普及本作』。順に魯迅（1981a）222-223頁、同（1981b）288頁、同（1981c）411頁。

- 稀代麻也子 (2004) : 『『宋書』のなかの沈約——生きるということ——』(汲古書院)、小論
 関連部分は「沈約『宋書』の「文史」と仁——王微傳と袁淑傳の比較を通して——」
 として『(青山學院大學文學部) 紀要』41 (2000年) に初出。
- 永田知之 (2010) : 「書儀と詩格——變容する詩文のマニュアルとして」、『敦煌寫本研究
 年報』4
- 永田英正 (1994a) : 同編『漢代石刻集成 圖版・釋文篇』(同朋舎出版)
- 永田英正 (1994b) 同編『漢代石刻集成 本文篇』(同朋舎出版)
- 福井佳夫 (2020) : 『六朝書翰文の研究』(汲古書院)、小論関連部分(第四節)は「六朝
 書翰文の書式について——昭明太子「十二月啓」を中心に——」、「「十二月啓」譯注
 ——六朝書翰論——」として各々『中國詩文論叢』8 (1989年)、『中京大學文學部
 紀要』43-1 (2008年) に初出。
- 丸山裕美子 (2006) : 「書儀関連参考文献リスト(稿)」、同研究代表『日本古代國家・社
 會における書儀の受容に関する基礎的研究 平成15年度～平成17年度 科学研究
 費補助金(基盤研究C) 研究成果報告書』
- 楊莉 (2013) : 「敦煌凶書儀にみえる「死」の表現の語義に関する考察」、『奈良大學紀要』
 41
- 吉川忠夫 (1998) : 『中國人の宗教意識』(創文社)、小論(第二節、第三節) 関連部分は
 「「官奴帖」と道教思想」、「中國六朝時代における宗教の問題」として各々『墨』61
 (1986年)、『思想』838 (1994年) に初出。
- 吉川忠夫 (2020) : 『六朝隋唐文史哲論集II——宗教の諸相——』(法藏館)

【中國語によるもの】

- 王三慶 (2018) : 『中國佛教古佚書《五杉練若新學備用》研究』(新文豐出版公司)
- 王使臻・王使璋・王惠月 (2016) : 『敦煌所出唐宋書牘整理與研究』(西南交通大學出版社)
- 姜伯勤 (1996) : 『敦煌藝術宗教與禮樂文明』(中國社會科學出版社)、小論関連部分は「唐
 禮與敦煌發現的書儀——《大唐開元禮》與開元時期的書儀」として34屆亞洲北非人
 文科學國際會議論文集(1993年) に初出。
- 項楚 (1988) : 「說“奈河”」、『文史知識』1988-10
- 項楚 (2010) : [唐] 王梵志著、項楚校注『王梵志詩校注(增訂本)』(上海古籍出版社)、
 舊版は[唐] 王梵志著、項楚校注『王梵志詩校注』(上海古籍出版社、1991年)。
- 項楚 (2019) : 『柱馬屋存稿二編』(中華書局)、小論関連部分は「寒山詩校勘札記」とし
 て『俗語言研究』創刊號(1994年) に初出。
- 黃亮文 (2013) : 「論敦煌書儀文獻的內容、範圍與分類」、『敦煌學』30
- 周一良 (1984) : 「王梵志詩的幾條補注」、『北京大學學報(哲學社會科學版)』1984-4
- 周一良 (1998a) : 『周一良集』1(遼寧教育出版社)、小論関連部分は「『宋書・禮志』札
 記」として鄧珂編『鄧之誠學術紀念論文集』(北京大學出版社、1991年) に初出。

- 周一良 (1998b) : 『周一良集』 3 (遼寧教育出版社)、小論関連部分は「“賜無畏”及其他——讀《敦煌變文集》札記」として敦煌文物研究所編『1983年全國敦煌學術討論會文集 文史・遺書編 (下冊)』(甘肅人民出版社、1987年)に初出。
- 周一良・趙和平 (1995) : 『唐五代書儀研究』(中國社會科學出版社)、小論関連部分は周氏「敦煌寫本書儀中所見的唐代婚喪禮俗」として『文物』1985-7 (1985年)に初出。
- 錢鍾書 (2001) : 『管錐編』 3 (生活・讀書・新知三聯書店)、舊版は『管錐編』 3 (中華書局、1979年)。
- 張小豔 (2007) : 『敦煌書儀語言研究』(商務印書館)
- 趙和平 (1993) : 『敦煌寫本書儀研究』(新文豐出版公司)
- 鄭阿財・朱鳳玉 (2000) : 同主編、蔡忠霖・梁麗玲・周西波・劉惠萍編輯『敦煌學研究論著目錄 (1908~1997)』(漢學研究中心)
- 鄭阿財・朱鳳玉 (2006) : 同主編、蔡忠霖・周西波編輯『1998-2005 敦煌學研究論著目錄』(樂學書局)
- 點校本二十四史修訂本 (2018) : [梁] 沈約撰『宋書』(中華書局)
- 樊錦詩・李國・楊富學 (2010) : 同編『中國敦煌學論著總目』(甘肅人民出版社)
- 文苑英華 (1965) : 『文苑英華』(華聯出版社)
- 姚名達 (1937) : 『程伊川年譜』(商務印書館、1937年)
- 劉德清 (2006) : 『歐陽脩紀年錄』(上海古籍出版社)
- 魯迅 (1981a) : 『魯迅全集』 1 (人民文學出版社)、小論関連部分は『莽原』周刊 9 (1925年)に初出。
- 魯迅 (1981b) : 『魯迅全集』 2 (人民文學出版社)、小論関連部分は『莽原』半月刊 1-21 (1926年)に初出。
- 魯迅 (1981c) : 『魯迅全集』 6 (人民文學出版社)、小論関連部分は『青年界』月刊 9-2 (1936年)に初出。

(作者は京都大學人文科學研究所准教授)